地方税財源の確保・充実について

自由民主党におかれましては、全国知事会の意見も踏まえ、地方税財源の確保・充実に積極的に取り組まれていることに敬意を表します。

つきましては、以下の項目について、引き続きご配慮いただきますようお願いいたします。

１　地方一般財源総額の確保・充実等

（１）地方一般財源総額の確保・充実

・　「経済財政運営と改革の基本方針 2018」においては、2019～2021 年度の予算編成に関し、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされた。

・　地方財政の健全化に向けた努力は引き続き必要であるが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、国を大きく上回る行財政改革や給与関係経費、投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情であるが、このような対応は限界に来ている。

＜地方財政決算の推移＞
総額：H⑬97.4 兆円（歳出のピーク）→H㉙95.5 兆円（△1.9 兆円）
・社会保障関係費：H⑬14.2 兆円 → H㉙26.1 兆円（＋11.9 兆円）
・給与関係経費：H⑬24.6 兆円 → H㉙20.6 兆円（△ 4.0 兆円）
・投資的経費：H⑬23.0 兆円 → H㉙13.7 兆円（△ 9.3 兆円）

・　地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、防災・減災事業など地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、2020 年度の地方財政計画においても、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すべき。

（２）地方交付税の総額確保等

・　地方交付税は、どの地域の国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであることから、その総額を確保するとともに、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべき。

（３）「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充

・　地方創生の推進にあたり、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、「まち・ひと・しごと創生事業費」（１兆円）を継続・拡充し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すべき。

（４）偏在是正措置により生じる財源の活用

・　消費税・地方消費税率10%段階に施行される法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正措置及び特別法人事業税・譲与税の創設による新たな偏在是正措置により生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することなどにより、地方税財政制度全体として、より実効性ある偏在是正措置とすべき。

（５）教育の無償化への対応

・　幼児教育及び高等教育の無償化に係る 2020 年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとされているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すべき。

（６）臨時財政対策債の縮減等

・　累増する臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るべき。また、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべき。

２　地方創生の推進

（１）次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

・　地方創生の深化に向け切れ目ない取組みを進めるため、次期総合戦略の策定にあたっては、地方の意見を十分に反映するとともに、Society5.0 の実現や SDGs 達成に向けた取組みをはじめとする社会変化を見据えた戦略となるよう努めるべき。

（２）地方創生・人口減少対策のための税財源の確保・充実等

・　2020年から商用サービスが開始される「第５世代移動通信システム（５Ｇ）」の地域への普及及び利活用の推進に向け、地方や中山間地域の振興をはじめ、訪日外国人旅行者の受入環境の充実等の観点からも、地域間の偏りのない５Ｇ基地局等の整備や、５Ｇ・ＩＣＴインフラの地域展開に対して意欲ある自治体に対する財政的、技術的支援を行うべき。

・　地方創生の取組みを深化させるための「地方創生推進交付金」や「地方創生拠点整備交付金」を拡充・継続するとともに、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、ハード整備割合や交付上限額の見直し、複数年度の事業（地方創生に向けた効果の高い大規模な事業等）の対象への追加など、地方の実情を踏まえた弾力的で柔軟な取扱いを行うべき。

・「地方拠点強化税制」の制度の継続はもとより、より実効性のある制度となるよう、オフィス減税や雇用促進税制の税額控除の拡充など制度の更なる充実を図るべき。

・「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の制度の継続はもとより、一層の活用促進を図るため、税の軽減効果の拡大や更なる運用改善を図るべき。

３　税制抜本改革の推進等

（１）消費税・地方消費税率の引上げ

・　国・地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状に鑑み、2019 年 10 月１日の消費税・地方消費税率の８％から 10%への引上げを確実に行うことが必要。

・　2020 年度当初予算における消費税・地方消費税率の引上げに伴う需要変動平準化に向けた取組みにあたっても、地方の財政運営に支障が生じないよう十分留意するとともに、地域経済活性化に十分配慮した総合的かつ積極的な実効性ある経済対策を講ずるべき。

（２）法人事業税における収入金額課税制度の堅持

・　電気供給業、ガス供給業などに対する法人事業税における収入金額課税制度は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すべき。

（３）ゴルフ場利用税の堅持

・　ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の３割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その７割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべき。

令和元年　５　月　20　日

全国知事会　会長　埼玉県知事　上田　清司

全国知事会　地方税財政常任委員会委員長
富山県知事　石井　隆一